令和5年度 下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 共 通 編 》

資 料

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《共通編》

[目 次]

1. 自己点検表の作成について	1
2. 介護職員処遇改善実績報告書等の提出等について	
3. メールアドレスの登録について	4
4. 介護保険サービス事業者指定時等の他法令の遵守について	
5. 業務管理体制の整備及び確認検査等について	10
6. 運営指導(実地指導)及び監査について	
7. 介護保険制度に係る質問がある場合、下関市にはどのように問い合わせるのか?	16
8. 介護保険サービス事業者関係通知集のホームページ掲載について	17
9.「令和3年度介護報酬改定」及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事	業所の人員基準等
の臨時的な取扱い」に係る通知等のホームページ掲載について	
10. 例外的に身体的拘束等を行う場合の要件の規程があるサービス種別について	19
11. 介護支援専門員証について	
12. 指定介護予防支援事業者への情報提供について	45
13. 常勤換算の計算はどのように行うのか?	46
14. 介護保険施設等における防災対策について	50
15. 介護保険事故報告について	
16. 事故報告に係る留意事項について	53
17. 虐待の防止について	58
18. 運営規程等に記載する従業員の「員数」の取扱いについて	61
19. 重要事項説明書の従業者の勤務体制の記載について	
20. 介護保険制度における山口県の「中山間地域等」について	
21. 「医行為ではないと考えられる行為」について	
22. 関係各法令に定める基準の遵守等について	
23. 令和6年3月中に指定(許可)の有効期限を迎える事業所における申請月の割り	振りについて73
担当者名簿	
長寿支援課からのお知らせ	
生活支援課からのお知らせ	
山口県長寿社会課からのお知らせ	
介護労働安定センター事業案内	
下関労働基準監督署からのお知らせ	
山口県労働局職業対策課からのお知らせ	134

1. 自己点検表の作成について

自己点検表については、点検項目ごとに内容を確認することにより、基準等の理解を深めるとともに自らチェックを行うことをその趣旨としております。

今年度分の「自己点検表」につきましては、例年通り下関市ホームページに 掲載しておりますので、該当するサービスをダウンロードにより作成のうえ、 事業所内での保管をお願いいたします。

自己点検表の作成にあたり、特に指示がない場合は**令和5年7月1日時点での状況**を、また加算等含む介護報酬の算定状況については、**作成時点より直近おおむね1年間の状況**について点検してください。

また、昨年度からの変更点として、以前は作成いただいた自己点検表を本市 へご提出いただいておりましたが、<u>今年度より提出不要</u>といたしました。

なお、市の運営指導(実地指導)の際には、事前資料としてご提出いただき、その「自己点検表」により、介護保険事業の実施状況を確認いたしますので、各事業所様におかれましては、趣旨に鑑み、確実な作成と基準等のセルフチェックをお願いいたします。

● 様 式

令和5年度「自己点検表」

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ(https://www.city.shimonoseki.lg.jp/)

- → しごと・事業者 → 介護サービス事業者
- → 加算手続き・各種申請様式 → 令和5年度「自己点検表」について

2. 介護職員処遇改善等実績報告書の提出等について

1. 実績報告書の提出期限について

介護職員処遇改善加算(以下、「処遇改善加算」という。)・介護職員等特定処 遇改善加算(以下、「特定加算」という。)・介護職員等ベースアップ等支援加算 (以下「ベースアップ等加算」という。)を算定した事業者の方は、どのような 賃金改善を実施したか報告して頂く必要があります。

令和4年度分の実績報告書の提出期限は**令和5年(2023年)7月31日** (月)です。詳細については、市ホームページの確認をお願いします。

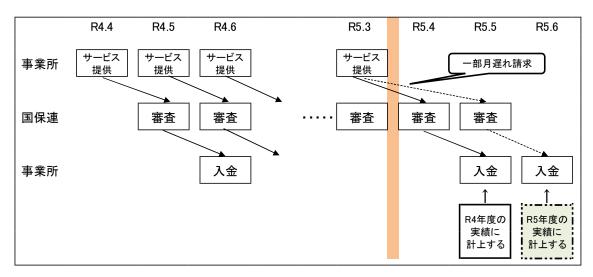
◎注意◎

実績報告の提出がない場合や、実績報告における虚偽の記載、処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があります。必ず期限内に提出を行ってください。

2. 月遅れ請求の取り扱いについて

実績報告書中、「本年度の加算の総額」には、令和4年4月~令和5年3月 (2022.4~2023.3) サービス提供分までの加算総額(利用者負担分を含む)を記 入します。※両区分支給限度基準額超過分に係る加算が発生した場合はその加算額も含む。

ただし、令和5年3月サービス提供分の月遅れ請求は含みません。つまり、国保連における令和4年5月~令和5年4月(2022.5~2023.4)審査分(令和4年6月~令和5年5月(2022.6~2023.5)入金分)までの加算総額(利用者負担分を含む)を記入することとなります。



令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《共通編》

なお、賃金改善額が加算総額を上回ることが加算の算定要件となっていますので、現時点で賃金改善額が加算総額を下回っている場合は、一時金等で早急に支給されるようお願いします。

3. 加算対象職種について

処遇改善加算の対象となる具体的な職種は、以下に示す一覧表のとおりです。

サービス種類	人員基準上の職種名
訪問介護	訪問介護員等(サービス提供責任者を含む)
(介護予防)訪問入浴	介護職員
通所介護	介護職員
(介護予防) 通所リハビリテーション	介護職員
(介護予防)短期入所生活介護	介護職員
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健・病院等)	介護職員
(介護予防)特定施設入居者生活介護	介護職員
介護老人福祉施設	介護職員
介護老人保健施設	介護職員
介護療養型医療施設	介護職員
介護医療院	介護職員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等(オペレーターのみに従事する
た朔心回・ 旭时刈心至初 미月 該有 該	場合は除く)
布悶 対応刑討問 介 雑	訪問介護員等(オペレーター、面接相談員の
1次间对心至初间并接	みに従事する場合は除く)
地域密着型通所介護	介護職員
(介護予防) 認知症対応型通所介護	介護職員
(办罐子院) 小扫描名掷色刑足字办罐	介護従業者(看護師、准看護師のみに従事す
(月度了例) 小戏侯夕做能至店七月度	る場合は除く)
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	介護従業者
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護職員
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護職員
	介護従業者(看護師、准看護師のみに従事す
自 碳小 况 侯夕 慨 能尘 占 七 介 護 	る場合は除く)
夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	訪問介護員等(オペレーター、面接相談員の みに従事する場合は除く) 介護職員 介護職員 介護従業者(看護師、准看護師のみに従事する場合は除く) 介護従業者 介護職員 介護職員 介護職員

なお、特定加算・ベースアップ等加算については、適切な配分がなされていれば、上記職種以外も配分対象とすることは可能です。詳細は、通知等にて確認してください。

3. メールアドレスの登録について

1. 連絡用メールアドレスの登録について

各事業所の連絡用メールアドレスの登録については、災害発生時を想定した 緊急連絡先等の情報整理に関する厚生労働省からの指導を受け、サービス種別 を問わず市内全事業所に対し登録をお願いしたところです。

災害などの緊急非常時への備えはもとより、介護保険課からの情報提供や調査等実施する際の迅速な連絡手段として活用できるよう、引き続き整備を進めております。

連絡用メールアドレスの登録がまだお済みではない事業所については、以下様式にて速やかに届出を行うこととし、今後、電話番号、FAX番号、メールアドレスに変更が生じた場合は、遅滞なく報告のうえ、常時連絡が可能な体制を整えてください。

連絡票様式は、市ホームページにおける各種届出の様式と同ページ内「その他の様式」よりダウンロードしてください。

	年	月	В
電話番号・FAX 番号・メールアドレス変更連	絡票		
下関市福祉部介護保険課事業者係 行 FAX 番号 083-231-2743 E-mail アドレス kaigojigyo@city. shimonoseki. yamaguchi. jp 担当者 電 話 FAX 下記の介護保険サービス事業所等の連絡先が変更とな 知らせします。	よりまし	たので	, <i>t</i> s
<事業所名>			
〈サービス種別〉			
<事業所番号>			
電話番号			
FAX番号			0
連絡用メールアドレス ⇒ (災害発生時の緊急連絡や集団指導の開催案内等、介護保険課からの通知や連絡用と申請用メールアドレス ⇒ (届出等の申請時に使用します。)連絡用メールアドレスと同じ場合は記載不要 ※ 複数の事業所等で、同じ電話番号、FAX番号、メールアドレスの場合は ス種別、事業所番号の欄に該当する事業所名等をすべて記載してください。	、事業所		

2. 申請用メールアドレスの登録について

令和3年(2021年)5月1日より指定申請書等について、介護保険課に申請用アドレスの登録を行ったメールからの申請を受け付けています。(審査手数料が必要なものを除く。)

利用にあたっては、下記登録方法等をご確認ください。

【申請用メールアドレスの登録方法】

①送信先

介護保険課事業者係

(アドレス <u>kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp</u>)

に<u>申請用メールアドレスとして登録したいアドレスからメールを送信して</u>ください。

②送信する内容

①の送信の際には以下の内容を送信してください。

メール件名 メールアドレスの登録(新規)又は変更

メール本文 1.事業所名称(介護保険事業所番号 10 桁)

2.サービス名称

3.担当者名

4.連絡先

③確認

送信されたメールに対し、受信確認として介護保険課事業者係から3開庁 日以内にメールを返信いたします。返信がない場合はお手数ですが、介護 保険課事業者係まで電話にてお問い合わせください。

【申請の方法】

申請用メールアドレスから、介護保険課事業者係のアドレス(上記①)に、メール件名は「指定事項等変更届」等、内容がわかるようにし、必要な資料を添付ファイルにして送信してください。なお、その際のメール本文には上記②のメール本文と同内容を記載してください。また、受信確認は上記③と同様に行います。

【注意事項】

・メールの受付は、開庁日の8時30分から17時15分までです。開庁日以外に送信したメールの受付日は、翌日等(次の開庁日)になりますのでご留意ください。

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《共通編》

- ・メールで受診できる容量は 10MB までです。容量を超える場合には複数回 に分けて送信してください。
- ・メールアドレスは事業所として責任を持って対応できるメールアドレスをご登録ください。
- ・メールアドレスの登録は1事業所につき1アドレスとします。
- ・メールアドレスは事業所情報として登録しますので、変更が生じた場合にはお知らせください。

4. 介護保険サービス事業者指定時等の他法令の遵守について

介護保険サービスの提供を事業所又は施設で行う場合、災害発生時等に利用者へ危害が及ぶおそれがあるため、下関市では平成24年4月の権限移譲以降、新規指定申請時、増築(改築)時、移転時及び指定更新申請時に、消防法、建築基準法に適合しているかどうか確認を行うよう指導し、確認に必要な書類の提出をお願いしております。

事業所又は施設で調理し食事を提供する場合には、あわせて食品衛生法上必要な許可証の写し等の提出もお願いしておりますので、遺漏なきようよろしくお願いいたします。

1. 指導対象サービス事業

【居宅サービス】	【施設サービス】	【地域密着型サービス】
通所介護	介護老人福祉施設	地域密着型通所介護
通所リハビリテーション	介護老人保健施設	認知症対応型通所介護(※)
(みなし指定以外)(※)	介護療養型医療施設	小規模多機能型居宅介護(※)
短期入所生活介護(※)	介護医療院	認知症対応型共同生活介護(※)
短期入所療養介護(みなし		地域密着型特定施設入居者生活介護
指定以外)(※)		地域密着型介護老人福祉施設入所者生
特定施設入居者生活介護		活介護
(%)		看護小規模多機能型居宅介護

^(※) は介護予防サービスを含む。

2. 確認が必要な法令

(1) 消防法

火災の早期発見、通報、初期消火、迅速かつ安全な避難を行わせるため、 建築物の使用用途、面積により、消火器や自動火災報知設備等の消防用設備 の設置が義務付けられております。新規指定申請時、増築(改築)時、移転 時及び指定更新申請時に、下記のいずれかの書類をご提出ください。

※特に、新規指定申請、増築(改築)及び移転を検討される場合は、必ず申 請前に所管の消防署にご確認ください。

	必要書類	内 容	備考
1	消防用設備等検 査済証の写し	消防法(昭和23年法律第186号)の規定 に基づき、消防用設備等について検査を受け たことを証明する「消防用設備等検査済証」 の写し	
2	所管の消防署か らの指導(又は 協議)内容	①の交付対象ではない場合、当該建築物を介護保険サービス事業所(施設)として使用するにあたり、所管の消防署から指導を受けた	法人が作成して 差し支えない

内容(又は協議した内容)を記載した任意の	
様式	

(2) 建築基準法

建築物の使用用途により、防火・避難関係の規定が異なります。介護保険サービス事業に使用する建築物が、建築基準関係規定に定める要件を備える建物であるかを建築士等に確認のうえ、新規指定申請時、増築(改築)時、移転時及び指定更新申請時に、下記のいずれかの書類をご提出ください。 ※特に、新規指定申請、増築(改築)及び移転を検討される場合は、必ず申請前に建築士等にご確認ください。

	必要書類	内 容	備考
1	建築基準法の規定による確認済証の写し	建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づき、当該建築物を介護保険サービス事業所(施設)として使用するにあたり建築基準関係規定に適合するものであることについて確認を受けたことを証明する「確認済証」の写し	※必要に応じて「検査済 証」の提出を求める場合 があります。
2	一級建築士若 しくは二級建 築士による用 途等の確認	①の交付対象ではない場合、当該建築物を介護保険サービス事業所(施設)として使用するにあたり、建築基準関係規定に適合するものであることについてー級建築士若しくは二級建築士により確認された、という内容の任意様式	法人若しくは左記建築士が作成して差支えない ※山口県指定の事業所における改築(増築)又は更新申請時については作成努力義務とする

(3) 食品衛生法

事業所又は施設で調理し食事を提供する場合には、食品衛生法に関する許可等が必要となる場合があります。許可の取得が必要な場合には、新規指定申請時、増築(改築)時、移転時及び指定更新申請時に、許可証等の写しをご提出ください。

なお、食品衛生法等の一部改正に伴い、営業許可や届出制度が見直され、 令和3年6月1日からは手続きの内容等が変更していますのでご留意ください。..

※特に、新規指定申請、増築(改築)及び移転を検討される場合は、調理場が食品衛生法関係規定に適合する必要がありますので、事前に下関市立下関保健所生活衛生課へお問い合わせください。

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《共通編》

※各関係箇所へは必ず**事前に**電話等で照会(必要に応じて訪問の予約)を 行ってください。

3. その他

都市計画法関係規定により、建築物の使用用途又は敷地面積によっては建築等の許可を受けられない場合があります。

今後新たに指定または移転を計画される事業者の皆様におかれましては、 その場所にかかる制限を予め下記のホームページにてご確認のうえ、建築士 等にご相談ください。

・下関市都市計画情報システム https://www2.wagmap.jp/shimonoseki/Portal

5. 業務管理体制の整備及び確認検査等について

介護保険法により、介護保険サービス事業者には、平成21年5月1日から 法令遵守等の業務管理体制の整備*が義務付けられています。事業者が整備す べき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて 定められています。

※事業所ごとではなく、法人(事業者)がその従業者に法令を遵守させるための体制を 整備するものです。

注目!!

令和3年4月1日より介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出先区分(所管行政機関)が一部変更となりました。これにより、指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、原則都道府県知事から中核市の長へ変更となりました。つまり・・・、

運営する全ての事業所が下関市内のみに所在する事業者の所管行政機 関は山口県から下関市へ変更となりました。

※例外:指定事業所等に介護療養型医療施設を含む場合は届出先は都道府県知事の ままとなります。

業務管理体制は、事業者自らがそれぞれの組織形態や規模に見合った合理的な体制を整備するものです。単に法令に定める義務付けの内容を整備・届出することが目的ではなく、事業者自らが法令遵守に取り組む体制を整備する仕組みを構築することが本来の趣旨です。

法令遵守の実践の成否は、経営者や法令遵守責任者にかかっています。事業 運営に責任のある経営者等が、法令等遵守に対する責任をしっかり持ち、事業 の適正な運営に取り組むことが重要です。

なお、業務管理体制についての理解を深めるために、厚生労働省のホームページも参考にしてください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html

(1) 事業者が整備する業務管理体制

法令遵守マニュアルの整備 法令遵守責任者の選任 法令遵守に係る監査 法令遵守マニュアルの整備 法令遵守責任者の選任

□ 法令遵守責任者の選任事業所等の数 20未満

20以上100未満

100以上

- 「事業所等の数」 = 介護保険サービス事業者が指定又は許可を受けている事業所又は施設の数
 - (注1) 事業所の数には、介護予防サービス事業所も1事業所としてカウントします。みなし事業所 (医療機関が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビ リ)) は除外します。
 - (注2)総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いてください。

「法令遵守責任者」とは

法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者のことです。

- 介護保険サービス事業者(法人)で1名を選任してください。
- 何らかの資格等を要するものではありません。

「法令遵守規程」とは

業務が法令に適合することを確保するための規程のことです。

事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令を遵守させるための内容を盛り込む必要があります。

(2) 業務管理体制に係る届出について

■届出先の行政機関について

区分	届出先
① 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地	事業者の主たる事務所が所
方厚生局の管轄区域に所在する事業者	在する都道府県知事
③ 全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
④ 全ての事業所等が1の中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者であって、事	市町村長
業所等が同一市町村内に所在する事業者	ניז נשנון: 🗷
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

※本市が届出先となる事業者は④の運営する全ての事業所等が本市内(下関市)の区域 に所在する事業者となります。ただし、当該事業所等に介護療養型医療施設を含む場 合は届出先は山口県となります。 ■届出内容及び届出方法について

注目!!

これまで、届出書を持参する等書面で提出いただいていましたが、行政手続きの簡素化及び効率化の観点から厚生労働省において構築された「業務管理体制の整備に関する届出システム」(以下、「届出システム」という。)により、令和5年3月28日から、電子申請等による届出が可能となりました。

なお、届出システムの最初の利用にあたっては、事業者ごとに ID やパスワード の取得が必要となりますので、届出システム内にあります「業務管理体制の整備 に関する届出システム操作マニュアル(事業者版)」の最新のものをご確認いただきご対応ください。

【業務管理体制の整備に関する届出システム】 https://www.laicomea.org/laicomea/

なお、これまでどおり持参する等書面での届出を希望する場合は次のとおり となります。

① 新たに届け出る場合

介護保険法による事業所等の指定を受けていない法人が初めて事業所等の 指定を受けた場合には、必ず業務管理体制の整備に関する届出が必要となり ます。なお、届出先が本市となる事業者においては、本市ホームページに掲 載の業務管理体制整備届(市様式第1号)にて届け出てください。

未だ届け出をしていない事業者は、事業者が整備する業務管理体制及び届出先行政機関を確認の上、必要な手続きを行ってください。

② 届出事項に変更があった場合

既に届出をしている事業者について、以下の届出事項に変更があった場合は、変更届(市様式第2号)の提出が必要です。

- ■届出が必要な変更事項
- ・事業者(法人)の名称の変更
- 主たる事務所(本店)の所在地の変更
- 代表者の氏名、住所、職名の変更
- 法令遵守責任者の氏名の変更
- 法令遵守規程の概要、業務遂行の状況の監査の方法の概要の変更(届出をしている事業者に限る。)
- 事業所の数の変更(整備すべき業務管理体制が変更になる場合(20箇所に達する場合等)のみ)

③ 区分に変更があった場合

届出先行政機関が変更となった場合には、業務管理体制整備(区分変更) 届(市様式第1号)を、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出てください。

- 【例1】運営する全ての事業所等が下関市内に所在していたが、新たに宇部市(県内他市)に事業所を開設した場合 ☞届出先が下関市から山口県へ変更
- 【例2】下関市内と長門市内においてそれぞれ事業所を運営していたが、長門市内の事業 所を全て廃止した場合 ☞届出先が山口県から下関市へ変更
- ■届出に必要な書類等の様式
- ☞ 下関市に届け出る場合

下関市ホームページトップページ(https://www.city.shimonoseki.lg.jp/)

- → しごと・事業者 → (介護保険サービス事業者) 加算手続き・各種申請様式
- → 介護保険サービス事業の申請様式等について
- ☞ 山口県に届け出る場合

かいごへるぷやまぐちトップページ

(https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.ip/)

- → 事業者の方へ → 指定等の手引き → 1 指定~事業所を開設するとき~
- → 業務管理体制の整備及び届出

※行政手続きの簡素化等の観点からも、ぜひ届出システムによる届出をご利用ください。

(3) 業務管理体制確認検査について

事業者自らの取り組み状況を届出先の行政機関が行う検査として、業務管理 体制確認検査(一般検査・特別検査)があります。

昨年度に引き続き、今年度も本市が業務管理体制の届出機関となっている事業者を対象に確認検査(一般検査)を実施いたします。対象事業者には、あらかじめ書面にて通知いたしますので、ご協力をお願いいたします。

【一般検査】

- ・届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施。
- ・調査票の提出による書面検査とする。
- ・書面検査で不備、不明瞭な場合は、従業者から運用状況の聞き取りを行う。
- ・状況に応じて改善報告書の提出を求める。

【特別検査】

- ・指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に実施。
- ・事業所本部等への立ち入り、役職員との面談方式で運用実態を確認し、 対象事業

者の組織的関与の有無を検証する。

令和5年度一般検査の実施について

昨年度に引き続き、令和5年度も介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保等のため、本市において業務管理体制に係る一般検査を実施いたします。<u>対象事業者には、あらかじめ書面にて通知いたします</u>ので、ご協力をお願いいたします。 検査対象となり、通知を受理した事業者につきましては、すみやかに関係書類のご提出をお願いいたします。

① 検査の対象事業者

本市が業務管理体制の整備に関する届出先である事業者 注)検査対象となる事業者(法人)に対しては、個別に通知を送付します。

② 検査の実施方法

確認検査(一般検査)は、「業務管理体制確認検査(一般検査)調査票」の 提出を求める、書面検査の方法により実施します。なお、届出に不備が認めら れた場合には、事業者本部等へ立入の上、検証させていただく場合もあります。

6. 運営指導(実地指導)及び監査について

介護保険が公的保険制度として介護保険料や税金により運営されていること を今一度認識され、適正な事業運営とサービスの質の向上に努めていただきま すようお願い申し上げます。

※個人情報保護の観点から、記載する内容が限られています。また、サービスや地域特有の 文言を一般的な文言に置き換えている場合があります。

1. 定義

監査(平成24年度まで実施していた営利法人監査を除く。以下同じ。) と運営指導(実地指導)とは、下表のとおりその性格が異なります。 《POINT》<u>入所者(利用者)への虐待、重大な基準違反及び不正請求</u>について、信 ぴょう性のある情報を得た場合は、速やかに監査を実施し、事実確認を行います。ま た、監査実施の際には、事前通知を行わない場合があります。

運営指導(実地指導)と監査の違い

連呂指導(美地指導)と監査の違い				
	運営指導(実地指導)	監査		
実施目的	法令、通達等に定めるサービスの取	指定基準違反や、不正又は著しく不		
	扱い、介護報酬の請求等に関する事	当な介護報酬の請求が認められる又		
	項を周知徹底させるため。	はその疑いがあると認められる場合		
		において、事実関係を的確に把握し、		
		公正かつ適切な措置を講ずるため。		
対象事業所	下関市内に所在する全ての介護保険	指定基準違反や、不正又は著しく不		
	サービス事業所より選定する。	当な介護報酬の請求が認められる又		
	※定期的に全事業所を訪問。	はその疑いがあると認められる事業		
		所を対象とする。		
事前通知	原則実施予定日の1箇月前までに日	事前通知を行う場合と行わない場合		
	程調整を行った上で、文書により事	*がある。		
	前通知を行う。	※現地にて手交。ただし、運営指導		
	※高齢者虐待が疑われているなどの	(実地指導)中に運営指導(実地指		
	理由により、あらかじめ通知した	導)を中止して監査に変更した場		
	のでは事業所の日常におけるサー	合ほか緊急を要する場合は通知を		
	ビスの提供状況を確認できないと	交付しない。		
	認められる場合は、事前通知を行			
	わず、現地にて手交する場合があ			
	る。			
想定される	行政指導として文書指導や口頭指導	行政指導のほか、指定取消しを含む		
行政処分等	を行う場合がある。	行政処分を行う可能性がある。		
報酬返還	請求誤りや解釈誤りによる不当利得	不正請求による不当利得について、		
	について、過誤調整により自主返還	返還を請求すると共に、加算金(返還		
	を指導する場合がある。	額の40%)を請求する可能性があ		
		る。		
根拠法令	介護保険法第23条	介護保険法第76条ほか		

7. 介護保険制度に係る質問がある場合、下関市にはどのように問い合わせるのか?

介護保険制度に係る質問は、電子メール又はFAXにて受け付けています。

質問及び回答に対する責任の所在の明確化、また、口頭で質問回答を行うことによる内容の取り違いを避けるため、電話でのお問い合わせには原則お答えいたしません。

過去に口頭で質問回答を行い、その後、意味の取り違えや、「言った」「言わない」のトラブルになった事例もございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

①様 式

介護保険制度に係る質問票(下関市ホームページに掲載しています。) [ホームページ掲載場所]

下関市ホームページトップページ(https://www.city.shimonoseki.lg.jp/)

- → 分類でさがす
- → しごと・事業者
- → 介護保険サービス事業者
- → 加算手続き・各種申請様式
- → 介護保険サービス事業の申請様式等について(訪問通所系サービス) 又は 介護保険サービス事業の申請様式等について(施設系サービス) 又は 介護保険サービス事業の申請様式等について(地域密着型サービス)

②提出先

下関市福祉部介護保険課事業者係

E — mail kaigo jigyo@city. shimonoseki. yamaguchi. jp

FAX 083-231-2743

- ③注意事項
 - (1) 質問票1枚につき1件の質問に限ります。
 - (2) 関係法令等をよく読んだ上、事業所の考えを記入し、提出してください。
 - ※「事業所の考え」が未記入の質問票が散見されます。質問内容の意図を把握するためにも事業所の考えは記入をしてください。
 - ※「関係法令等」とは、介護保険法、介護保険法施行規則、下関市の条例及びその解説、費用の額の算定に関する基準及びその関係通知、介護報酬改定に関する Q&A等を指します。
 - (3)回答には時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8. 介護保険サービス事業者関係通知集のホームページ掲載について

過去に下関市が介護保険サービス事業者宛に発出した通知や取扱いのうち、 代表的なものを下関市ホームページに掲載しています。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ(https://www.city.shimonoseki.lg.jp/)

- → 分類でさがす
- → しごと・事業者
- → 介護保険サービス事業者
- → 通知集

なお、以下の項目については、掲載場所が異なりますのでご注意ください。

- 事故発生時の報告について(介護保険サービス事業者等における事故報告フローについて)
- ・誤薬に係る事故報告の取扱いについて
- 「同居家族等がいる場合の生活援助の算定」について
- 「認定の有効期間の半数を超えて利用する短期入所」について
- 軽度者に対する(介護予防)福祉用具貸与に関する下関市ガイドライン
- 施設・事業所内で感染症が発生した場合
- ・施設・事業所内でインフルエンザが発生した場合

〔上記項目のホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ(https://www.city.shimonoseki.lg.jp/)

- → 分類でさがす
- → しごと・事業者
- → 介護保険サービス事業者
- → 加算手続き・各種申請様式
- → 介護保険サービス事業の申請様式等について(訪問通所系サービス)
 - 又は 介護保険サービス事業の申請様式等について(施設系サービス)
 - 又は
 介護保険サービス事業の申請様式等について(地域密着型サービス)

9.「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」に係る通知等のホームページ掲載について

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」に係る通知について、下記のとおり下関市ホームページ上に通知等を掲載しております。

なお、厚生労働省より、令和5年5月1日に「新型コロナウイルス感染症の 感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについ て」が発出されました。臨時的な取扱いについて、継続・一部修正・終了と、 変更箇所がありますので、ご確認いただき、適切なご対応をお願いします。

○新型コロナウイルス感染症に係る介護保険サービス事業所の人員基準等の臨 時的な取扱いについて

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ(https://www.city.shimonoseki.lg.jp/)

- → 分類でさがす
- → しごと・事業者
- → 介護保険サービス事業者
- → その他の情報(介護保険課)
- → 【介護保険サービス事業者の皆様へ】新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

第1報~第27報(令和5年6月1日現在)

10. 例外的に身体的拘束等を行う場合の要件の規程があるサービス種別について

介護保険法では、高齢者の尊厳を守るため、原則として、身体的拘束等を行うことを禁止しています。緊急やむを得ない場合に、例外的に身体的拘束等を行うことのできるサービス種別については、それぞれの運営基準で定められており、定められたサービス種別以外のサービスにおいては、いかなる場合でも身体的拘束等を行うことは認められません。

つきましては、次ページに通知を改めて掲載いたしますので、再度ご確認い ただきますようお願いします。

なお、例外的に身体的拘束等を行うことのできるサービスであっても、一連の手続きにあたっては、厚生労働省発行「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月 厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議作成)を参照のうえ、適切な対応をお願いします。

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《共通編》

下 介 第 5 6 4 号 令和5年(2023年)3月9日

各介護サービス事業所・施設 管理者 様

下関市長 前田 晋太郎 (公印省略)

例外的に身体的拘束等を行う場合の要件の規定があるサービス種別 について (通知)

平素より本市介護保険事業の円滑な運営にご理解、ご協力をいただき、厚く お礼申し上げます。

標記の件につきまして、介護保険法では、高齢者の尊厳を守るため、原則と して、身体的拘束等を行うことを禁止しております。

その上で、緊急やむを得ない場合に、例外的に身体的拘束等を行うことので きるサービス種別について、下記のとおりそれぞれの運営基準に定めておりま

各サービス事業所におかれましては、研修等の機会を活用し、身体的拘束等 の禁止及び例外的取扱について周知徹底していただくようお願いします。

記

- 1 例外的に身体的拘束等を行う場合の要件の規定があるサービス種別一覧
 - (介護予防)短期入所生活介護
- (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- (介護予防)短期入所療養介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- (介護予防) 特定施設入居者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
- 介護老人福祉施設
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 介護老人保健施設

- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院

2 留意事項

前項のサービス種別以外のサービスにおいては、いかなる場合でも身体的 拘束等を行うことは認められません。

前項のサービス種別以外のサービスを利用している方が、身体的拘束を行 わなければ適切なサービス提供ができない状態である場合は、居宅介護支援 専門員等と連携の上、サービス種別及びサービス内容等について検討する必 要があります。

〒750−0006

下関市南部町 21番 19号 下関商工会館 4階 下関市役所介護保険課事業者係

電話(083)231-1371 FAX(083)231-2743

11. 介護支援専門員証について

介護支援専門員証の有効期限は5年となっておりますので、5年ごとに介護 支援専門員証の更新が必要になります。

人員基準上、介護支援専門員が必要なサービスについて、介護支援専門員が介護支援専門員証の更新を行っていない場合、当該介護支援専門員を介護支援専門員の員数に含めることができないため、人員基準違反となることがあります。また、サービスによっては、介護支援専門員の人員基準欠如による減算となる場合もあります。

さらに、介護支援専門員更新研修を修了できないまま(又は修了したものの 介護支援専門員証の交付申請を失念したまま)介護支援専門員として業務を行 い、介護支援専門員再研修の受講(又は介護支援専門員証の交付申請)の指示 等に従わず、介護支援専門員証の交付を受けることなく業務を継続した場合、 介護支援専門員の登録自体が消除され、5年間登録ができません。

つきましては、介護支援専門員自身の管理はもちろんのこと、法人として も、介護支援専門員証の写しを保管し、介護支援専門員証の更新を促すなど、 人員基準違反等を未然に防止できる体制を構築するようにお願いいたします。

なお、更新した介護支援専門員証が届きましたら、<u>当該介護支援専門員証の</u> 写し(指定事項等変更届の添付は不要です。)を必ずご提出ください。

また、主任介護支援専門員の資格を取得及び更新した際も、<u>当該主任研修及</u>び主任更新研修の修了証書の写しをご提出ください。

【居宅介護支援、介護予防支援事業者様へ】

ご提出いただきました介護支援専門員証について、山口県国民健康保険団体連合会 (以下、「国保連」という。) に、以下のデータを送付しております。

①事業所番号 ②介護支援専門員番号

③就労開始年月日 ④就労終了年月日

⑤資格有効終了年月日 ⑥主任ケアマネ資格の有無

更新した介護支援専門員証のご提出がない場合、国保連に「⑤資格有効終了年月日」 を更新した介護支援専門員データを送付することができず、当該データが存在しない ため、事業所等が国保連に給付管理票等を送付した際に、給付管理票等のエラー通知 が居宅介護支援事業所等に届くことがあります。

現時点では、当該エラーにより給付管理票等が返戻になることはありませんが、今 後返戻になる可能性がありますので、ご留意ください。

資料7

[介護支援専門員 資料1] 介護支援専門員証の更新について

- I 介護支援専門員証の更新について
- Ⅱ 介護支援専門員法定研修一覧
- Ⅲ 介護支援専門員証の更新に必要な研修の判定フロー
- IV 介護支援専門員証交付手続き
- V 介護支援専門員に関するQ&A
- ※主任介護支援専門員については、「[介護支援専門員 資料2] 主任 介護支援専門員について」を参照してください。

山口県長寿会課地域包括ケア推進班

平成 3 1 年 (2019 年) 3 月 作成 令和 4 年 (2022 年) 3 月 改訂

I 介護支援専門員証の更新について

- ◆ 介護支援専門員証 (以下、「専門員証」という。)には、<u>5年間の有効期間</u>があります。 有効期間が満了した場合は、介護支援専門員としての業務に就くことができません。
- ◆ 専門員証の有効期間を更新するためには、有効期間が満了する前に次の①②両方の手 続きを行う必要があります。

【専門員証の更新に必要な手続き】

- ①更新のために必要な研修を受講する。
- ②当該研修修了後、現に有する専門員証の有効期間満了日の4か月前から1か月前までの期間に、専門員証交付手続き(更新)を行う。
- ※研修を修了しただけでは専門員証は更新されません。必ず専門員証交付手続き(更新)を行ってください。
- ◆ 専門員証の更新をせずに有効期間が満了した後、再び介護支援専門員の業務に就きた い場合は、次の①②両方の手続きを行う必要があります。

【有効期間満了後に介護支援専門員の業務に就きたい場合の手続き】

- ①再研修を受講する。
- ②当該研修修了後、速やかに専門員証交付手続き(新規)を行う。
- ※新しい専門員証が手元に届くまでは介護支援専門員の業務には就けません。
- ◆ 介護支援専門員として就労される方は、介護支援専門員証の有効期間満了日を確認の 上、更新に必要な研修の確認や更新手続き等に備えてください。

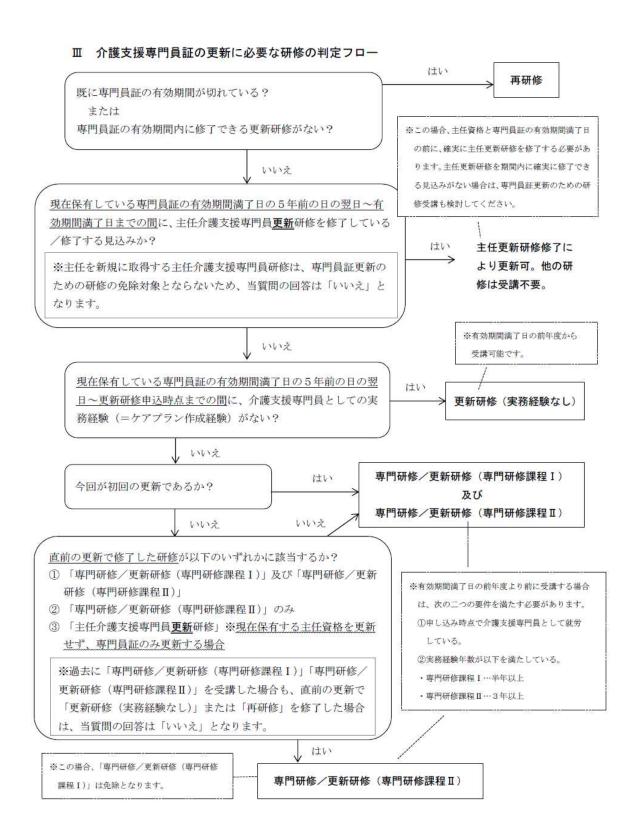
また、各事業所におかれましても、介護支援専門員として雇用している従業者がおられる場合は、介護支援専門員証の有効期間の確認・手続き等に遺漏のないようお願いします。

◆ 問い合わせ先

山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班 電話番号:083-933-2788

Ⅱ 介護支援専門員法定研修一覧

研修名	概要
↑護支援専門員専門研修/更新研修 (実務経験あり) 介護支援専門員専門研修/更新研修 (専門研修課程I) 研修時間 56時間 実施機関 山口県社会福祉協議会 介護支援専門員専門研修/更新研修 (専門研修課程I) 研修時間 32時間 実施機関 山口県社会福祉協議会	・実務経験者を対象とした資質向上研修/更新研修。専門員証 更新のためには「専門研修課程I」と「専門研修課程II」の 両方を修了する必要がある。(ただし、免除となる場合あり。 詳細は次ページ参照。) ・受講する時期により研修の呼び方が異なる。専門員証の有効 期間満了日の前年度より前に受講する場合は「専門研修」、前 年度以降に受講する場合は「更新研修」と呼ぶ。 ・「専門研修」として受講する場合は、申し込み時点で介護支援 専門員として就労している必要があり、「専門研修課程II」で は半年以上の、「専門研修課程II」では3年以上の実務経験が 必要。 ・「更新研修」として受講する場合は、実務経験があれば、その 期間は問わない。
介護支援専門員更新研修(実務経験なし) 研修時間 54 時間 実施機関 山口県介護支援専門員協会 介護支援専門員再研修 研修時間 54 時間 実施機関 山口県介護支援専門員協会	・実務経験のない者を対象とした更新研修。 ・専門員証の有効期間満了日の前年度から受講可能。 ・専門員証の有効期間満了日を経過している者(当該研修の修了日時点で有効期間満了日を経過している者)を対象とした研修。 ・当該研修を修了後に専門員証交付申請を行い、専門員証が手元に届けば、介護支援専門員として就労できる。
主任介護支援専門員研修 研修時間 70 時間 実施機関 山口県社会福祉協議会 主任介護支援専門員更新研修 研修時間 46 時間 実施機関 山口県社会福祉協議会	・主任介護支援専門員の資格を取得するための研修。 ・当該研修を受講するためには、実務経験期間等の要件を満たす必要がある。 ・主任介護支援専門員の資格を更新するための研修。 ・当該研修を受講するためには、法定外研修受講等の要件を満たす必要がある。 ・主任資格の有効期間満了日の前々年度から受講可能。
介護支援専門員実務研修 研修時間 87 時間 実施機関 山口県介護支援専門員協会	・介護支援専門員実務研修受講試験合格者を対象とした研修。・当該研修修了後、登録・専門員証交付手続きが完了すれば、 介護支援専門員として就労できる。



Ⅳ 介護支援専門員証交付手続き

専門員証の更新に必要な研修が修了しましたら、下記のとおり書類一式を山口県長寿社会 課まで送付してください。

県に交付申請書が到着した後、おおむね2週間を目途に、更新後の介護支援専門員証を返信用封筒により発送します。交付申請書を提出済みの方で、3週間以上経過しても更新後の介護支援専門員証が届かない場合は、地域包括ケア推進班(083-933-2788)までお問い合わせください。

◆ 提出書類

- ① 介護支援専門員証交付申請書(別記第6号様式) ※様式は県HP「かいごへるぷやまぐち」からダウンロード
 - ■申請書に貼付するもの
 - ・山口県収入証紙 4,200 円 ※市役所、町役場、県内県税事務所で購入可
 - ・写真 ※縦 3cm×横 2.4cm 交付申請前 6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の もので、裏面に氏名を記載したもの
- ② 更新に必要な研修の修了証明書の写し
- ③ 介護支援専門員証の写し ※原寸をA4用紙にコピーのこと
- ④ 返信用封筒

※定形郵便封筒(縦 23.5cm×横 12cm以内)に簡易書留代の切手を貼付、返送先の住所・氏名を記載 したもの。簡易書留代の切手代金は R2.6.1 現在、消費税率 10%時点で 404 円。最新の切手代金 は県HP「かいごへるぷやまぐち」を参照のこと。(各種届出様式掲載ページに表示。)

⑤ 介護支援専門員証登録事項変更届出書(別記第3号様式) ※住所・氏名に変更がある場合のみ

◆ 申請期間

有効期間満了日の4か月前から1か月前まで ※有効期間満了日の1か月前を過ぎると、手続きが間に合わない可能性があります。

◆ 提出先

〒753-8501

山口市滝町1-1 山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班

V 介護支援専門員に関するQ&A

【登録関係】

問1 平成17年度まで発行されていた「介護支援専門員登録証明書」について、介護 支援専門員の登録番号(8桁)はどうなるか

(答) 登録番号は、3 5 + 登録証明書に記載のある6桁の番号 となる。 例えば、介護支援専門員登録証明書の記載番号

第98-0001号 → <u>35</u>980001

第03-0100号 → 35030100

※山口県で当初登録の場合、登録番号は以下の8ケタとなる。

 $35XX\square\square\square\square$

(XX…西暦年度の下2桁(2018年度に取得した場合はXX=18)

問2 氏名及び住所が変わったが、どのような手続きが必要であるか。

(答) 登録事項である氏名や住所に変更があった場合は、届け出なければならないことになっています。

<u>住所の変更の場合</u>は、山口県ウェブサイト「かいごへるぷやまぐち」のケアマネジャー支援情報から「<u>介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式)</u>」をダウンロードし、登録内容の変更の手続きをしてください。

なお、<u>氏名に変更があった場合</u>は、「介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式)」及び「<u>介護支援専門員証書換え交付申請書(第8号様式)</u>」をダウンロードし、登録内容の変更と専門員証の書換えの手続きをしてください。

- 問3 山口県で登録しているが、他県に登録を移転するためには、どのような手続きが 必要であるか。 (山口県 → 他県)
- (答) 移転を希望する都道府県の介護保険担当課に連絡し、当該県の「介護支援専門員移転申請書」様式を入手、その他の必要書類等を確認し用意した上で、山口県健康福祉部長寿社会課地域包括ケア推進班(〒753-8501 山口市滝町1-1)に送付すること。(なお、住所等の変更が生じている場合は、山口県宛に「介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式)」を併せて提出が必要。)

山口県が、送付された申請書の登録事項を確認した後、申請先の都道府県に送付する。(山口県を経由し、手続きを行う。)

- 問4 他県登録から、山口県に登録を移転するためには、どのような手続きが必要であるか。(他県 → 山口県)
- (答) 登録移転の手続きは、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員登録移転申請書(第2号様式)」及び「介護支援専門員証移転交付申請書(第7号様式)」をダウンロードし記入の上、その他の必要書類と併せて、登録している県の介護保険担当課に送付すること。

登録県が、送付された申請書の登録事項を確認した後、山口県に送付する。(登録県を経由し、手続きを行う。)

【介護支援専門員証の交付関係】

- 問5 介護支援専門員の登録のみで、介護支援専門員証の交付を受けていないが、介護 支援専門員の業務をしてよいか。
- (答) 介護支援専門員証の交付を受けていなければ、介護支援専門員の業務をすることはできない。

介護支援専門員証の交付申請は、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)」をダウンロードし、手続きを行うこと。

なお、所持している介護支援専門員証の有効期間が満了(失効)している場合も、 介護支援専門員の業務をすることはできない。(問9参照)

問6 介護支援専門員証を紛失したが、どのような手続きが必要であるか。

(答) 再交付の申請様式は、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証再交付申請書(第9号様式)」をダウンロードし、手続きを行うこと。

問7 介護支援専門員証を更新するためには、どのような手続きが必要であるか。

(答) 定められた研修を修了した後、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員 証交付申請書(第6号様式)」をダウンロードし、有効期間が満了する4か月前か ら1か月前までに、申請手続きを行うこと。

手続きの詳細は、「かいごへるぷやまぐち」のケアマネジャー支援情報を参照のこと。

問8 介護支援専門員証の更新に必要な研修を修了すると、新しい介護支援専門員証が 送付されるか。

(答) 定められた更新研修を修了しただけでは、新しい介護支援専門員証を送付する ことはできない。更新手続きについては問7を参照のこと。

問9 有効期間満了までに介護支援専門員証の更新手続きを行わなかったため、証が失効したが、今後、介護支援専門員の業務に就くためには、どのような手続きが必要であるか。

(答) 必要な研修を受講済みの場合は、速やかに介護支援専門員証交付申請を行うこと。必要な研修を受講していない場合は、再研修を受講修了後に、介護支援専門員証交付申請を行うこと。

証交付申請後、介護支援専門員証が手元に届いたのち、介護支援専門員の業務に就くことができる。介護支援専門員証の交付を受けていない状態で介護支援専門員として業務を行った場合、介護支援専門員の登録を消除することがあるため、注意すること。

問10 当面、介護支援専門員として業務に就く予定がないため、更新手続きを行わなかった。有効期間が満了し失効した証は、どうしたらよいか。

(答) 失効した証(「介護支援専門員登録証明書(A4版,携帯用の両方)」又は「介護支援専門員証」)は、県に返却すること。(下記あて送付のこと。)

[郵送先] 〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県健康福祉部 長寿社会課地域包括ケア推進班

問 1 1 有効期間満了日が平成表記となっている介護支援専門員証について、新元号(令 和) への書き換え手続き等は必要か。

(答) 書き換え手続き等は不要。有効期間満了日は新元号に読み替えた日付となる。 (「かいごへるぷやまぐち」に掲載している平成一令和一西暦の対応表を参照。)

【認定調査員関係】

- 問12 「介護支援専門員証」の交付を受けていれば、市町から委託を受けて、認定調査 員を引き受けることは可能か。
- (答) 認定調査員として、委託を受けるためには、<u>認定調査員(新規)研修</u>を修了していることが要件となっている。

なお、山口県では、平成11年度から19年度までは、介護支援専門員実務研修と併せて、<u>認定調査員(新規)研修</u>を実施していたので、介護支援専門員の登録番号が、3599□□□、3500□□□□へ3507□□□□の人は、すでに修了していることになる。

また、以下の①~③のいずれかに該当する者が、委託を受ける場合は、事前に 研修を受講する必要がある。

- ①3598□□□□の人で、平成11年度の補修研修(<u>認定調査員(新規)研修</u>)を受講していない人
- ②3598□□□□~3599□□□□及び3500□□□□~3507□□□□に該当しない人で、認定調査員(新規)研修を受講していない人
- ③他県の登録者で、認定調査員(新規)研修を受講していない人

【研修関係】

問13 研修は、いつ開始されるのか。

(答) 毎年度2~3月に、次年度のおおよその年間スケジュールを山口県ウェブサイト「かいごへるぷやまぐち」に掲載する。具体的なスケジュールについては、順次同サイトに掲載する各研修の開催要綱を確認すること。

問 14 研修の受講を希望する場合は、どのようにしたらよいか。

- (答) 研修を受講する場合は、下記のいずれかの方法により、研修実施要綱等を入手 の上、研修実施機関に申し込むこと。
 - ① 研修開始時期の概ね2ヶ月前までには、「かいごへるぷやまぐち」に掲載する ので、対象の研修実施要綱及び申込書をダウンロードすること。
 - ② 郵送希望の場合は、各研修の実施機関(問20参照)に問い合わせること。
- 問 15 以前、介護支援専門員の業務に就いていたが、更新研修としては、どの研修を 受講したらよいか。
- (答) 現在保有している専門員証の有効期間満了日の5年前の日の翌日〜更新研修申込時点までの間に、介護支援専門員としての実務経験(=ケアプラン作成経験)がある人は、「専門研修/更新研修(専門研修課程I)」(56時間)及び「専門研修/更新研修(専門研修課程II)」(32時間)の両方を受講する必要がある。

なお、直前の更新で修了した研修が「専門研修/更新研修(専門研修課程 I)」及び「専門研修/更新研修(専門研修課程 II)」か、もしくは「専門研修/更新研修(専門研修課程 II)」のみである場合は、「専門研修/更新研修(専門研修課程 I)」は受講免除となり、「専門研修/更新研修(専門研修課程 II)」の修了だけで更新できる。

また、<u>現在保有する主任資格を更新せず、専門員証のみ更新する人が、</u>直前の更新で修了した研修が「主任介護支援専門員<u>更新</u>研修」である場合も、「専門研修/更新研修(専門研修課程 I)」は受講免除となる。

- 問 16 実務経験者の更新研修(I(56時間)+Ⅱ(32時間))を修了して更新した場合は、次回の更新に向け、免除となる研修はあるか。
- (答) 問15のとおり。

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《共通編》

- 問 17 平成16年度末までの登録者で、平成15年~17年度の基礎課程の修了により専門研修課程Iが免除された場合も、問15の免除は該当するか。
- (答) 該当となること。

平成15年実施の<u>基礎課程</u>、平成16,17年度実施の<u>基礎課程Ⅰ</u>又は<u>基礎課程Ⅱ</u>の何れかを修了している者は、専門研修課程Ⅰを修了したものとみなされ、受講が免除となる。

- 問18 平成28年度から更新研修、専門研修のカリキュラム(時間数)が変更となったが、平成27年度までに同研修を修了していた場合は、介護支援専門員証の更新申請は可能であるか。
- (答) 可能である。新カリキュラムの同課程の研修を再度受講する必要はない。
 - 問 19 平成18年度以降、山口県で受講した専門研修、更新研修、再研修の修了証明 書を紛失したが、再発行はできるか。
- (答) 研修受講当時の研修実施機関に問い合わせること。各機関の連絡先は問20を参照。なお、問20の表に記載のない機関については、山口県長寿社会課地域包括ケア推進班に問い合わせること。

問 20

山口県で実施している介護支援専門員研修の実施機関等について、連絡先を教 えて欲しい。

(答) 連絡先等は、以下のとおり。

項目	担 当 機 関	
填 目	名 称	連絡先
・介護支援専門員の登録・介護支援専門員証の交付・研修制度全般に関すること	山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班	〒753-8501 山口市滝町1-1 電話 083-933-2788 FAX 083-933-2809
・実務研修・更新研修 (実務経験なし)・再研修 に関すること	一般社団法人 山口県介護支援専門員 協会	〒753-0072 山口市大手町9-6 電話 083-976-4468 FAX 083-976-4469
・専門研修/更新研修(課程Ⅰ)・専門研修/更新研修(課程Ⅱ)・主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修に関すること	社会福祉法人山口県社会福祉協議会福祉研修センター	754-0893 山口市秋穂二島1062 電話 083-987-0123 FAX 083-987-0124

注意

- ◆研修の受講については、開催要綱等で確認し、各研修申込み先へ提出のこと。
- ◆介護支援専門員証交付申請書(新規・更新)は、山口県長寿社会課へ提出のこと。 (更新研修等の実施機関では受付をしていない。)
- ◆<u>有効期間が満了するまでに</u>、<u>研修受講及び研修修了後の更新手続き</u>ができるよう、 研修の受講計画を早めに立てること。
- ◆研修制度については、ウェブサイト「かいごへるぷやまぐち」に掲載している。
- ◆原則として、研修は、登録している県での受講となるが、受講できなかった場合、 他県で受講することが可能な場合があるので、必ず山口県長寿社会課地域包括ケア 推進班に問い合わせのこと。

「介護支援専門員 資料2]主任介護支援専門員について

- I 主任介護支援専門員の資格について
- Ⅲ 主任介護支援専門員更新研修修了者の 介護支援専門員証の更新について
- Ⅲ 主任介護支援専門員研修の受講要件について
- IV 主任介護支援専門員更新研修の受講要件について
- V 主任介護支援専門員に関するQ&A
- ※介護支援専門員証の更新については、「[介護支援専門員 資料1] 介護支援専門員証の更新について」を参照してください。

山口県長寿社会課地域包括ケア推進班

平成 3 1 年 (2019 年) 3 月 作成 令和 3 年 (2021 年) 5 月 改訂

I 主任介護支援専門員の資格について

(1) 主任介護支援専門員の資格取得及び更新について

- ◆ 主任介護支援専門員の資格(以下、「主任資格」という。)を取得するには、主任介護支援専門員研修(以下、「主任研修」という。)を修了することが必要です。なお、主任研修を受講するためには、「Ⅲ 主任介護支援専門員研修の受講要件について」で説明する要件を満たす必要があります。
- ◆ 主任資格の更新制度が平成 28 年度から導入され、5年間の有効期間が設定されました (平成 26 年度までに主任資格を取得した者は経過措置あり)。

主任資格を更新するためには、主任資格の有効期間内に、主任介護支援専門員更新研修(以下、「主任更新研修」という。)を修了することが必要です。なお、主任更新研修を受講するためには、「IV 主任介護支援専門員更新研修の受講要件について」で説明する要件を満たす必要があります。

◆ 主任更新研修は、主任資格の有効期間満了日の前々年度から受講可能です。

(2) 主任介護支援専門員の資格取得及び更新に関する手続きについて

- ◆ 主任資格の取得及び更新においては、必要な研修の修了以外、別途手続きは不要です。
- ◆ 主任資格には介護支援専門員証(以下、「専門員証」という。)のようなものはなく、 主任研修及び主任更新研修の修了証明書が資格を証明するものとなり、修了証明書に 記載されている有効期間において、主任資格を有していることになります(平成 27 年度までに主任資格を取得した者の初回の有効期間は次項のとおりです。)。

専門員証の更新は別途手続きが必要です。 (後述Ⅱを参照)

介護支援専門員の資格を証明するもの … 専門員証 主任介護支援専門員の資格を証明するもの … 主任研修及び主任更新研修の

修了証明書

※主任介護支援専門員として就労するためには、この二つが必要です。

(3) 主任介護支援専門員の有効期間について

- ◆ 平成 27 年度以降に主任資格を取得した者の有効期間は5年間であり、その有効期間は研修の修了証明書に記載されています。主任資格の更新を行う場合は、主任資格を取得した主任研修修了日を基準に、5年ずつ有効期間が延びていきます。
- ◆ 平成 26 年度までに主任資格を取得した者の初回の有効期間は修了証明書には記載 されておらず、以下の日までが有効期間となります。

平成23年度までに取得した者 … 平成31年(2019年)3月31日まで 平成24~26年度に取得した者 … 令和2年(2020年)3月31日まで 当該者が主任資格の更新を行う場合は、初回に主任資格を更新した主任更新研修修 了日を基準に、5年ずつ有効期間が延びていきます。

◆ 主任資格を保有している者は、主任資格の有効期間(主任研修及び主任更新研修の修了証明書に記載されている有効期間)と、介護支援専門員そのものの有効期間(専門員証に記載されている有効期間)の、2種類の有効期間があることになります。 どちらか一方でも有効期間が切れると主任資格が喪失します。また、専門員証の有効期間が切れると、主任資格が有効期間内であっても、当然ながら介護支援専門員としての業務に就けなくなります。

資格の更新を行う方は、二つの有効期間が切れることがないよう、計画的に更新研修を受講するよう注意してください。

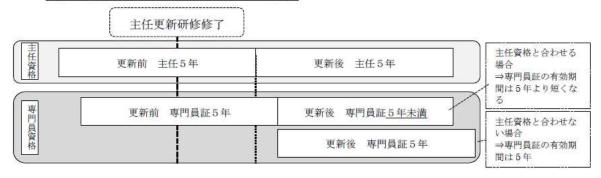
Ⅱ 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の更新について

(1) 介護支援専門員証の更新に必要な研修の免除について

- ◆ 専門員証の更新を行うためには介護支援専門員更新研修の受講が必要ですが、<u>現在</u> 保有している専門員証有効期間満了日の5年前の日の翌日~有効期間満了日までの 間に主任更新研修を修了した場合、この主任更新研修により専門員証の更新が可能で す。(介護支援専門員更新研修は受講免除となります。)
- ◆ 主任更新研修の修了により専門員証の更新を行う場合は、<u>必ず、主任資格と専門員</u> <u>証の双方の有効期間満了日の前に主任更新研修が修了するようにしてください。</u> 主任更新研修は主任資格有効期間満了日の前々年度から受講可能ですが、専門員証 の有効期間満了日までに主任更新研修を修了できない可能性がある場合は、先に専門 研修課程Ⅱ等の介護支援専門員更新研修を受講しておいてください。
- ◆ なお、主任資格を新規に取得する主任研修の修了では、専門員証更新に必要な研修 は免除とならないため、注意してください。

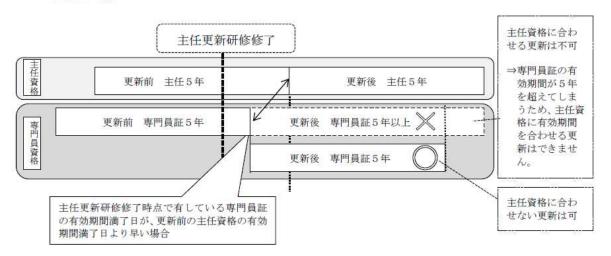
(2) 主任更新研修修了による専門員証更新の際の専門員証有効期間について

◆ 主任更新研修修了により専門員証の更新を行う場合、<u>更新後の専門員証の有効期間を、主任資格と合わせるか、主任資格と合わせず通常どおり5年間とするか、選択が可能です(主任資格の有効期間を短縮することはできないため、合わせる場合は専門員証の有効期間を短縮して調整します)。</u>

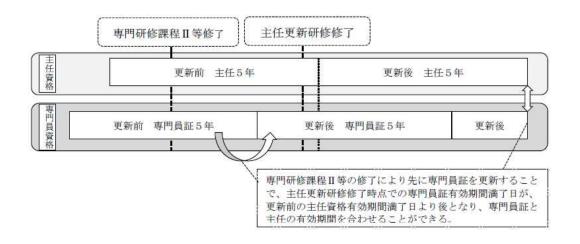


◆ 専門員証の有効期間を主任資格と合わせた場合、更新後の専門員証の有効期間は、 初回は5年より短くなりますが、有効期間の管理がしやすくなります。これらを踏ま えた上で、「有効期間を合わせる/合わせない」を選択してください。

◆ なお、主任更新研修修了時点で有している専門員証の有効期間満了日が、更新前の 主任資格の有効期間満了日より早い場合は、専門員証の有効期間を主任資格に合わせ ることができません。(専門員証の有効期間が制度で定められている5年を超えてし まうため。)



このパターンに該当する者が、専門員証の有効期間を主任資格に合わせることを希望する場合は、主任更新研修修了前に、専門員証更新のための研修受講及び専門員証更新を済ませる必要があります。(各有効期間と研修開催日程の関係で、実質的に当該対応ができない場合があります。)



(3) 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の更新手続きについて

- ◆ 主任更新研修修了者が専門員証の更新手続きを行う場合も、必要な書類は通常の専門員証更新手続きと同様です。この際、「更新に必要な研修の修了証明書」として、主任更新研修の修了証明書を添付してください。
- ◆ 専門員証の更新手続きが可能な時期は、以下のとおりとなります。

有効期間を主任資格と合わせる場合

… <u>更新後の主任資格の有効期間開始日から、現に有する専門員証の有効期</u> 間満了日の1か月前まで

有効期間を主任資格と合わせない場合

- … 現に有する専門員証の有効期間満了日の4か月前から、同1か月前まで
- ◆ 専門員証の有効期間と主任資格の有効期間を合わせるか否かの意思確認について は、介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)により行います(様式中に主任資格 と合わせるか否かの選択欄がありますので該当箇所にチェックしてください)。
- ◆ <u>当該手続きは、介護支援専門員証の更新に係る手続きであり、主任資格に係る手続きではありません。</u>

専門員証と主任資格の有効期間を合わせる場合も、介護支援専門員の資格を証明するものは介護支援専門員証であり、主任介護支援専門員の資格を証明するものは研修の修了証明書です。介護支援専門員証に「主任」の文言が記載される訳ではありません。

提出書類等は「[介護支援専門員 資料1] 介護支援専門員証の更新について」を確認してください。

Ⅲ 主任介護支援専門員研修の受講要件について

主任介護支援専門員研修を受講するためには、次の要件を満たす必要があります。

居宅サービス計画等を提出し、その内容から利用者の自立支援に資するケアマネジメントが 実践できていると認められる者のうち、<u>受講申込み時点</u>において、下記の要件 $(1)\sim(3)$ をすべて満たす者。

- (1) 山口県内の地域包括支援センター (ブランチを含む (注6)) (以下「地域包括支援センター」という)、居宅介護支援事業所その他の事業所等(注1)において、現に介護支援専門員として勤務していること。(注2)
- (2)介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員であること。 具体的には、以下のアからオのいずれかに該当すること。
 - ア <u>専任</u>(注3)の介護支援専門員として従事した期間(注4)が通算して5年(60か月)以上である者。(ただし、管理者との兼務は期間として算定できる(注3)ものとする。)
- イ 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任(注3)の介護支援専門員として従事した期間(注4)が通算して3年(36か月)以上である者。(ただし、管理者との兼務は期間として算定できる(注3)ものとする。)
- ウ 介護保険法施行規則第140条の66第1号イの(3)に規定する主任介護支援専 門員に準ずる者(注5)として、現に地域包括支援センターに配置されている者。
- エ 現に地域包括支援センターに勤務している者であって、当該地域包括支援センターにおいて主任介護支援専門員として配置が予定されている者。(ただし、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援に関する知識及び能力を有する者とする。)
- オ 介護支援専門員として従事した期間(注4)が通算して5年(60か月)以上であって、介護支援専門員に対する法定研修の講師を務めた者。(ただし、山口県介護支援専門員協会から介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者として推薦のあった者とする。)
- (3) 直近の修了した研修が、「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程 I 及び専門研修課程 II 又は「介護支援専門員更新研修実施要綱」に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修である者。(基礎課程の受講により専門研修課程 I の受講が免除になっている者を含む。)

- 注1 次の事業所、施設等(以下「事業所等」という。)を対象とします。
 - ① 居宅介護支援事業所
 - ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
 - ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
 - ④ 介護保険施設
 - ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
 - ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
 - ⑦ 介護予防支援事業者
 - ⑧ 地域包括支援センター
- 注2 注1に定める事業所等において介護支援専門員として勤務している場合であっても、単に、 要介護認定のための調査業務のみを行っている場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡 調整のみを補助的に行い、サービス計画の作成を行っていない場合は該当しません。
- 注3 「専任」とは、常勤かつ専従の介護支援専門員としての勤務を指します。なお、専任の介護支援専門員として勤務した居宅介護支援事業所の管理者との兼務期間は算定できます。

注4

① 「従事した期間」は、注1に定める事業所等において従事した期間を対象とします。ただし、(2)のア、イの場合は専任(注3)の介護支援専門員として従事した期間が対象となります。(2)のオの場合は専任、兼任を問いません。

また、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた期間や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行い、サービス計画の作成を行っていなかった期間は対象となりません。

- ② 従事した期間は次により算定することとします。
 - ・受講申込み時点で算定してください。
 - ・端数の日数は30日を1か月とし、30日に満たない期間は切り捨ててください。
 - ・病気休業、育児休業等による休職期間を除きます。
- 注5 「主任介護支援専門員に準ずる者」とは、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付け老計・老振・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知)の6の(1)の③に定める者をいいます。
- 注6 ブランチとは、H18 厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知「地域包括支援センターの設置運営について」の4の(1)に規定する、地域住民の利便を考慮し、地域住民に身近なところで相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐための窓口をいう。

Ⅳ 主任介護支援専門員更新研修の受講要件について

主任介護支援専門員更新研修を受講するためには、 $(1) \sim (4)$ のいずれかの要件を満たす必要があります。なお、(1)(3)(4) は申し込み時点を基準とします。

- (1) 資格を有する期間内(過去5年間以内)に、介護支援専門員法定研修及び日本(山口県)介護支援専門員協会(地域協会を除く)が開催する介護支援専門員に係る研修の講師の経験がある者。
- (2) 知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回の主任介護支援専門員更新研修の修了日の翌日(初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修の修了日の翌日)から、次に受講する主任介護支援専門員更新研修が修了する前日までの期間で、8回以上(他都道府県で開催される研修は8回のうち4回まで)かつ、いずれかの年度内に4回以上参加した者。
 - ※山口県外からの登録移転者については、勤務する(勤務していた)事業所が属する都道府県が受講要件 として認めている研修に限る。
 - ※研修講師は、その証明により研修を受講したものとする。
- (3) 資格を有する期間内(過去5年間以内)に、日本ケアマネジメント学会及び日本(都 道府県)介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介 護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者。
- (4) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー。

◆要件(2)法定外研修の受講パターン例

※前回更新(もしくは新規取得)した年度の3年後に主任更新研修を受講するとした場合

6	受講要件を満たすパターン			受講要件を満たさないパターン		
前回の主任更新研修修了年度 (または主任研修修了年度)	1回	0回	4回 (全て県外)	2回	2回	6回 (全て県外)
〃 の1年後	4回	0回	4回 (うち2回県外)	2回	4回	1回
〃 の2年後	1回	8回	2回	2回	1回	2回
今回の主任更新研修受講年度 (〃 の3年後)	2 🗉	0回	0 回	2回	0回、	0回

「計8回以上」受講しているが「いずれかの年度内に4回以上」の要件を満たさない

「いずれかの年度内に4回以上」受講できているが、「計8回以上」の要件を満たさない

「6回の県外受講のうち4回までしか認められない」ため、「計8回以上」の要件を満たさない

V 主任介護支援専門員に関するQ&A

- 受講要件②の「前回更新後(初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後)、 8回以上(他都道府県で開催される研修は8回のうち4回まで)かつ、いずれかの 年度内に4回以上参加」とあるが、どの期間にどのように要件研修に参加すればよ いのか。
- (答) 前回の主任介護支援専門員更新研修の修了日の翌日(初回更新前の場合は主任介護 支援専門員研修の修了日の翌日)から、次に受講する主任介護支援専門員更新研修が 修了する前日までの期間で、合計8回以上、かつ、いずれかの年度で4回以上参加す ればよい。
- 問2 主任介護支援専門員更新研修を修了した場合、介護支援専門員更新研修を受講する 必要があるか。
- (答) 主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、介護支援専門員更新研修は免除となる。
- 問3 主任介護支援専門員研修を受講した場合も、主任介護支援専門員<u>更新</u>研修と同じように更新研修が免除されるのか。
- (答) 免除されない。

主任介護支援専門員<u>更新</u>研修を受講した場合は更新研修を受講したとみなされるが、主任介護支援専門員研修を受講したことでは更新研修は免除されない。

- 直任介護支援専門員更新研修を修了した場合、介護支援専門員証の有効期間更新の 手続きは必要か。
- (答) 主任介護支援専門員更新研修修了後、介護支援専門員証の有効期間内に更新手続き を行う必要がある。

主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは、介護支援専門員証の有効期間は更新されない。

問5 主任介護支援専門員更新研修はいつから受講できるか。

(答) 前回修了した主任介護支援専門員研修もしくは主任介護支援専門員更新研修の修了 証明書に記載されている有効期間満了日の前々年度から受講可能。

問6 主任介護支援専門員更新研修を受講しなかった場合はどうなるか。

- (答) 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が満了した場合は、主任としての資格が喪失となる。介護支援専門員証の有効期間内であれば、介護支援専門員としての業務に従事することは可能。
- 問7 主任介護支援専門員資格を更新しなかった場合、再度主任介護支援専門員の資格を 得るにはどうすればよいか。
- (答) 主任介護支援専門員更新研修を受講せず資格が喪失した場合は、再度主任介護支援 専門員研修から受講する必要がある。

問8 介護支援専門員証の有効期間が満了した場合も主任介護支援専門員資格は有効か。

(答) 介護支援専門員証の有効期間が満了した場合は、介護支援専門員資格失効と同時に、 主任介護支援専門員資格も喪失する。

ただし、主任介護支援専門員資格の有効期間内に、介護支援専門員証有効期間が切れた場合でも、再研修修了により新たに介護支援専門員証の交付を受けると、主任介護支援専門員の資格は再び有効となる。

12. 指定介護予防支援事業者への情報提供について

「指定介護予防支援事業者の担当職員(委託を受けた指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員を含む。)(以下、「担当職員」という。)」が行う指定介護予防支援の業務として、

「担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、<u>サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならな</u>い。」

「下関市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 26 年 12 月 18 日条例第 79 号)」 第 32 条第 13 号

とあります。

これは、利用者の状況や課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する指定介護予防サービス事業者等により把握されることも多いことから、<u>担当職員は、各サービスの担当者がサービスの実施を開始した後は、それぞれのサービスの担当者から、少なくとも1月に1回、当該指定介護予防サービス事業者等への訪問、電話、FAX等の方法により、サービスの実施状況、サービスを利用している際の利用者の状況、サービス実施の効果について把握するために聴取することを定めています。</u>

したがって、少なくとも1月に1回、指定介護予防支援事業者に利用者の状態、サービスの提供状況等について報告しなければならない介護予防通所リハビリテーション事業者及び介護予防認知症対応型通所介護以外の指定介護予防サービス事業者等【介護予防訪問入浴、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与(特定介護予防福祉用具販売)】につきましても、1月に1回、担当職員からの聴取があった場合、「サービスの実施状況や利用者の状態に特に変わりはない。」「利用者からの相談・連絡等は特にない。」場合も含めて、回答の御協力をお願いします。

なお、これは指定介護予防サービス事業者等に対し、少なくとも1月に1回 のモニタリングを求めるものではありません。

13. 常勤換算の計算はどのように行うのか?

★常勤換算方法とは?★

事業所の従業者の1月の勤務時間の合計を、事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は32時間を基本とする)で割ることにより、事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

ただし、育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

- ※従業者1人につき、1月の勤務時間の合計に算入することができる時間数は、事業所の 常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。
- ① 事業所の従業者の1月の勤務時間の合計を算出するに当たり、他事業所の職務に従事した時間数は除いてください。(同一事業所において一体的に運営される介護予防サービス又は人員基準において他事業との兼務規定があるものを除く)

また、同一事業所で他職種と兼務している場合についても、人員基準において兼務が認められていないもの又はサービス提供体制強化加算の算定などで職種ごとの常勤換算数を算出する必要がある場合は、兼務した時間は除いてください。

- ② 常勤の従業者**については、休暇等で1月の勤務時間が常勤の勤務すべき時間に満たない場合でも、常勤(常勤換算において1)と取り扱います。ただし、暦月を通じて勤務実績がない場合については、常勤の従業者であっても常勤換算において0となります。
 - ※非正規雇用の従業者であっても、就業規則に定める正規雇用従業者の勤務時間と同様の勤務時間の契約となっている場合、常勤の従業者として取り扱います。
- ③ 非常勤の従業者**については、休暇や出張の時間はサービス提供に従事する時間とはいえないため、常勤換算を行う際の1月の勤務時間の合計には含めないでください。
 - ※正規雇用の従業者であっても、就業規則に定める正規雇用従業者の勤務時間に満たな

い勤務時間の契約となっている場合、非常勤の従業者として取り扱います。

④ 事業所の常勤の従業者が勤務すべき暦月の時間数は、以下のように算出し てください。

(例1)週40時間(1日8時間×週5日)を勤務時間として就業規則に定 めている事業所で、28日の勤務表の場合

40時間 $\times 4$ 週 = 160時間 1週間の勤務時間 週数 月の勤務時間

(例2)週40時間(1日8時間×週5日)を勤務時間として就業規則に定 めている事業所で、31日の勤務表の場合

 $(40時間 \div 71) \times 311 = 177.1 \dots = 177$ 時間 1日当たりの勤務時間 月の日数 月の勤務時間 ※四捨五入してください。

※上記例の方法にて常勤の勤務すべき時間数が算出できない場合(就業規則等において 公休日数が年単位で定められている場合等)は、別途ご相談下さい。

【常勤換算の例】

《常勤の勤務すべき時間数が160(8時間×週5日×4週)の事業所の場合》

常 勤 A:160 ⇒ 1 常 勤 B:144 ⇒ 1 4

常 勤 C:172 ⇒ 1

常勤の人数 ⇒ 3

非常勤 D: 168 非常勤 E: 144

非常勤 F:88

非常勤 D の勤務時間は168⇒160になります。

160+144+88=392

非常勤の従業者の1月の勤務時間の合計:392

 $392 \div 160 = 2.45$

3+2. 4=5. 4

非常勤の従業者の1月の勤務時間の合計÷常勤の勤務 すべき時間=非常勤の従業者を常勤に換算した員数

常勤職員が有休使用などでたまたま常勤の勤務

すべき時間に満たない場合や、残業等により常勤

の勤務すべき時間を超えた場合についても、常勤

※暦月を通じて勤務実績がない場合は、常勤職員

であっても常勤換算は0になります。

(=1) として扱います。

常勤の従業者が勤務すべき時間数が上限なので、

人

※小数点第2位以下は四捨五入ではなく切り捨てを行 ってください。

常勤の人数+非常勤の従業者を常勤に換算した 員数=常勤換算後の事業所の従業員数

【 実 際 の 従 業 員 数 】 6 人 【常勤換算後の従業員数】<u>5.4</u>

常勤換算を行う場合は、以下の国 Q&A もご参照ください。

(H27.4.1 介護保険最新情報 vol.454)

【全サービス共通】 ○常勤要件について

問1 各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている場合、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。 以下「育児・介護休業法」という。)の所定労働時間の短縮措置の対象者について常勤の 従業者が勤務すべき時間数を30時間としているときは、当該対象者については30時間勤 務することで「常勤」として取り扱って良いか。

(答)

そのような取扱いで差し支えない。

問2 各事業所の「管理者」についても、育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定 労働時間の短縮措置の適用対象となるのか。

(答)

労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が 適用除外されていることから、「管理者」が労働基準法第41条第2号に定める管理監督者 に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてもよい。

なお、労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者については、同法の解釈として、 労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称 にとらわれず、実態に即して判断すべきであるとされている。このため、職場で「管理 職」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所 定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第23条第1項の措置とは別に、同項の所定労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。

(R3.3.19 介護保険最新情報 vol.941)

【全サービス共通】 ○人員配置基準における両立支援

問1 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤 換算することで、人員配置基準を満たすことを認めるとあるが、「同等の資質を有する」 かについてどのように判断するのか。

(答)

介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離

職防止・定着促進を図る観点から、以下の取扱いを認める。

<常勤の計算>

育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、同法による介護の短時間勤務制度や、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を活用する場合についても、30時間以上の勤務で、常勤扱いとする。

<常勤換算の計算>

職員が、育児・介護休業法による短時間勤務制度や母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合、週30時間以上の勤務で、常勤換算上も1と扱う。

※平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問2は削除する。

<同等の資質を有する者の特例>

「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業、育児休業に準ずる休業、母性健康管理措置としての休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の 非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。

なお、「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、勤務年数や所定の研修の修了など各施設基準や加算の算定要件として定められた資質を満たすことである。

14. 介護保険施設等における防災対策について

水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法により、河川洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内、津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた<u>避難確保計画</u>を作成し、市町村長に報告することが義務となっております。

つきましては、これまでの想定を超えた災害が発生し得るとの観点から、各事業所等におかれましては、以下の①から③を参考に適宜避難確保計画の見直しを行い、避難確保計画を作成・変更した際は、下関市への報告をお願いします。

〔ホームページ掲載場所〕

- 下関市 HP トップページ→くらし・手続き→防災情報→計画・マニュアル
- 〇「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成提出及び避難訓練実施の 結果報告について」
 - む避難確保計画の雛型や、避難確保計画作成(変更)報告書等が掲載されています
- ○「各種防災マップ」 注)河川洪水浸水想定区域が拡大されました

また、平常時から、風水害や地震・津波等の災害への対応準備や災害発生時を踏まえた業務運営体制の構築を行い、入所者・利用者や職員の安全確保に万全を期するようお願いします。

なお、厚生労働省からの通知に基づき、土砂災害のおそれのある箇所へ、事業所等の新設や移転を計画している事業者に対しては、土砂災害に対する安全を確保する観点から、事前相談があった際に計画の再検討を要請する場合がありますので、以下の④により、土砂災害警戒区域等の指定状況について、最新の情報を把握されますようお願いします。

- ①「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(山口県厚政課ホームページ掲載) https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/44/17760.html
- ②「福祉施設等の災害対策取組事例集」(山口県厚政課ホームページ掲載) https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/40840.pdf
- ③「災害教訓事例集」(山口県防災危機管理課ホームページ掲載) https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/6/12600.html
- ④「防災・災害情報『防災やまぐち』」(山口県ホームページ・トップページ掲載) http://origin.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub_web/portal-top/